

渋川市新市建設計画変更方針

1 これまでの経過

渋川市新市建設計画（以下「新市建設計画」という。）は、平成18年の市町村合併により平成18年度から平成27年度までを計画期間として策定しました。その後、平成24年6月に「東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、合併特例事業債（以下「特例債」という。）の起債期間が5年間延長されたことに伴い、より総合的かつ効果的に市の均衡ある発展を推進するため、平成28年度から平成32年度までの5年間の期間延長を行い、現在に至ります。

2 計画変更の趣旨

平成30年4月に「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、特例債の起債期間が平成37年度まで5年間延長されました。

このことにより、特例債を効果的かつ計画的に活用し、今後も総合的に市の均衡ある発展を推進するため、第2次渋川市総合計画との整合性を保ちながら、新市建設計画を変更するものです。

3 計画変更の範囲

新市建設計画の変更は、合併時に定めた計画の趣旨や内容を尊重することを基本として行います。そのため、変更の範囲は、前回の変更（平成32年度までの期間延長）と同様に、計画期間の延長（平成33年度から平成37年度までの5年間）を中心とし、それ以外については、原則、計画上の数値を実績値に修正することや社会情勢の変化、法令・制度改正に対応するための文言の修正など経年変化への対応にとどめます。

4 計画変更の策定体制

(1) 渋川市新市建設計画策定委員会

ア 目的

新市建設計画を変更することを目的とします。

イ 構成

庁議をもって策定委員会とします。

(2) 渋川市新市建設計画策定専門委員会

ア 目的

新市建設計画変更内容の検討、調整及び渋川市新市建設計画策定委員会（庁

議)へ提出する資料のとりまとめを行います。

イ 構成

委員長を総合政策部長、副委員長を新政策課長、委員を財政課長、保険年金課長、社会福祉課長、農林課長、商工振興課長、土木管理課長、水道課長、教育総務課長として構成します。

5 計画変更の事務スケジュール

平成30年10月 渋川市新市建設計画策定専門委員会の設置(委員会は適宜開催し、渋川市新市建設計画策定委員会(庁議)へ調整結果を提出)

12月 市議会定例会議員全員協議会へ「渋川市新市建設計画変更方針」報告

渋川市総合計画審議会へ「渋川市新市建設計画変更方針」報告

平成31年 3月 「渋川市新市建設計画案」の市民意見公募実施

4月 群馬県知事へ「渋川市新市建設計画案」協議

6月 市議会定例会へ「渋川市新市建設計画案」議案提出

7月 総務大臣及び群馬県知事へ報告

6 特例債について

特例債については、合併時において発行上限額を当時の財政推計により10年間で150億円と任意に設定しています。この上限額については、現在まで特例債を利用する際の目安としてきました。

今後は、本市の総合的かつ均衡ある発展を一層推進するために、任意の上限額設定を見直し、地域振興基金の積立期間や積立額の変更を検討するなど特例債の効果的な活用を図ります。

なお、特例債の活用に当たっては、上限額の見直しによる安易な活用はせず、他の地方債と比較して財源の有利性を見極めることとします。また、借入額が過大とならないよう年度間の平準化を図りながら適切に活用し、健全な財政運営に努めます。